

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

中心市街地は商店街を含み、高等学校、地域交流センター等の教育文化施設、病院、診療所等の医療施設、子育て支援施設、市民活動支援施設、高齢者交流施設等の社会福祉施設、郵便局、金融機関、新聞社、テレビ局等の多数の施設が集積しています。

さらに周辺においても、国の出先機関、県庁、県警本部、市役所といった行政機関、幼稚園、小・中・高等学校、県立美術館、県立博物館、県立図書館などの教育文化施設、総合病院など、多数の都市福利施設が立地しています。

このように中心市街地及び周辺には、様々な都市福利施設が既に集積しており、これら既存のストックを活かしつつ、更に集積を促し、機能やサービスの充実を図っていくことで、居住者や来街者の利便性を向上させていく必要があります。

中心市街地の65歳以上の高齢者の割合（人口）の推移は、平成12年の国勢調査では27.0%（1,018人）、平成17年では26.6%（1,044人）、平成22年では26.7%（1,103人）と10年間で割合は減少しているものの、人口は増加傾向にあり、今後も老年人口の増加が続くものと予測されます。また、市民アンケート結果からは、人と触れ合う機会やコミュニティの場としての中心市街地の評価は低くなっていることから、誰にとっても活動の参加がしやすく、訪れやすく、暮らしやすいまちづくりを進めることが必要となっています。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

上記の情勢を踏まえ、第1期計画期間中も取り組んできたNPO法人等が実施している多様な世代に対する市民サービスの提供や高齢社会に沿った施設整備を講じることで、本計画の目標である「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」「まちの定住人口を増やす」の3つの視点から中心市街地の活性化を図る上で必要性が高く、中心市街地での都市福利施設を整備する事業として、次の事業を基本計画に位置付けます。

(3) フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 米屋町東地区優良建築物等整備事業（再掲）</p> <p>○内容 高齢者向け共同住宅、商業施設、空地等を整備する事業</p> <p>○実施時期 平成 26～27 年度</p>	米屋町東地区まちづくり協議会	<p>米屋町東地区において、商業施設、デイサービス、高齢者向け賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅等の整備を行います。</p> <p>中心商店街の東に位置する当該地区において、来街者のニーズに適合した商業施設や高齢社会に対応した施設や住宅を供給することにより、中心商店街の魅力の向上やまちなか居住の促進を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの定住人口を増やす」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>	<p>○支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p>○実施時期 平成 26～27 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名 子育て支援者のための支援拠点施設運営事業</p> <p>○内容 子育て支援者と子育て中の親子を支援する事業</p>	NPO 法人あつと	<p>子育て支援活動に関わる人材の発掘・育成や支援者のネットワーク化など、子育て支援者の支援拠点としての事業を行います。また、子育て中の親子が気軽に集える「つどいの広場」を併設しており、子育て中の家族とそれを取り巻く地域の人々の交流を図ります。これらのことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。</p>		

○実施時期 平成 15 年度～				
○事業名 ほっとさろん 中市「まちのえ き」事業 ○内容 高齢者、障がい 者福祉の増進 を図る事業 ○実施時期 平成 15 年度～	NPO 法 人山口 せわや きネッ トワー ク	空き店舗を活用し、電動カートや車椅子、ベビーカーなどの貸出しを行うタウンモビリティ事業、まちの保健室事業、地元大学生ボランティアによる高齢者・障がいの買物サポートやまちの案内を行うことにより、高齢者、障がい者福祉の増進を図ります。これらことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 市民活動支援 センター「さぼ らんで」事業 ○内容 市民活動の参 加促進と活動 を支援する事 業 ○実施時期 平成 13 年度～	NPO 法 人山口 せわや きネッ トワー ク	空き店舗を活用し、市民活動の参加へのきっかけづくりと活動支援を行います。市民と行政が協働して地域社会の発展を目指し、協働体制の構築を図ります。これらことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。		
○事業名 「オアシスど うもん」交流サ ロン事業 ○内容 地域交流やシ ニア運動健康 サロンを運営 する事業 ○実施時期	株式会 社どう もんフ ィット ネス	空き店舗を活用し、無料休憩所、ケータリングサービス、ギャラリー機能などを備えた地域交流サロンやシニア向け運動健康サロンの運営、子ども預かりサービス等を行うことにより、コミュニティ機能の拡充や利便性の向上を図ります。これらことから、「まちに来る人を増やし、楽しんでもらう」、「まちの新陳代謝を図り、活力を高める」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業です。		

平成 24 年度～				
-----------	--	--	--	--